

(Ⅲ) これまでの職業訓練大学校とこれからの職業訓練大学校

I) これまでの職業訓練大学校－14年の歩み－

(1958), S 3 3.5.2 職業訓練法(法133)公布

(1959), S 3 4.2.1 中央職業訓練所の設置を決定(政令15)。

(1959), S 3 4.6.3 中央職業訓練所設立委員会(会長内田俊一), 労働福祉事業団理事長あて答申。(3年制案否定され4年制として発足することになる。目標①工業高校程度の学科を指導できる学力, ②技能検定2級程度の実技, ③大学の教育課程修了程度の知識能力にTWIを加味したものを教授すること)。

(1961), S 3 6.3.3 労働省, 職業訓練法施行規則の一部を改正(省令6)中央職業訓練所の職業訓練指導員訓練の基準を定める。

(1961), S 3 6.4.2 失業保険金剩余積立金を基金として中央職業訓練所発足。(初代所長成瀬政男博士, 東北大学名誉教授, 齒車の権威・「科学, 技術, 技能」の三位一体説を唱え, 「技能の博士」の育成を夢み, 中訓の大学化に尽力。日本のこれまでの技術教育のあり方に挑戦)。

(1961), S 3 6.6.6 雇用促進事業団法(法116)の公布により, 中訓の設置主体, 雇用促進事業団となる。

(1965), S 4 0.2.2 労働省, 中訓の名称を職業訓練大学校と改める(労告5)。

(学生の校名改正運動の一つの成果)。

(1971), S 4 6.3.2 文部省, 訓大卒業生に対し大学院, 大学専攻科への入学資格を認める。(防衛大学校, 海上保安大学校, 気象大学校, 水産大学校と同じ扱いを受ける。大卒と同等以上の学力ありとされる)。

(1973), S 4 8.5.1 菅野猛博士・東京大学名誉教授, 第二代校長として着任。

(1973), S 4 8.1 0.8 訓大相模原移転。移転計画中に大学院修士課程相当の専攻科訓練課程の設置計画も含まれる。

(1974), S 4 9.4.1 訓大附属総訓, 訓大附属短期学部に改組。(職業訓練短期大学校制度発足のための実験校となる。訓大教授中村常郎博士・元北大教授・精密工学の権威, 初代学部長となり, 職業訓練の高等教育化への本格的努力はじまる)。

(1975), S 5 0.4 - 訓大附属短期学部, 職業訓練短期大学校として新発足の予定。訓大には職業訓練短期大学校の教授陣の養成をも含む再訓練部が新設されることになる。

(1981), S 5 6.4.1 大学と同等以上と認められ以後10年の訓大の姿は?

(レポートの書き方、アウトラインの立て方1例)

<関連する教育、訓練界の動き>

(1958), S 33.3.26 内閣、「技能連携関係法案」を第28回国会に提出。廃案。

職業訓練法の公布により、一般公共職業補導所258所、身体障害者公共職業補導所8所、総合職業補導所23所、事業内技能者養成所22,751事業所の技能者養成施設における教育訓練、職業訓練として制度化される。

↑

この間、職業訓練の教育制度上の位置づけが問題となり、職業訓練制度の袋小路的性格を改めるためにも、高等学校制度との連携への動きがあり、国会において5度ひ審議され、いずれも審議未了に終り、6度目に一部連携が認められる。(昭和23年以来の懸案事項であった。)

↓

(1961), S 36.5.19 国立工業教員養成所(3年制)の設置等に関する臨時措置法(法87)公布。

(1961), S 36.10.31 いわゆる「技能連携制度」発足。(3年制の事業内職業訓練にかぎり、後期中等教育としての位置づけが明らかになる)。

(1963), S 38.この年、日経連、全社的教育訓練の体系をもつ企業34%と発表。

この頃「能力に応じた教育」を主張する多様化政策(differentiationの原理に基づく)と「ひとしく教育を受ける権利」を主張する運動(ex高校全入運動=equalityの原理に基づく)との激しいせめぎあいの結果、後者が優勢となり、高校進学率70%となる。(1965)

(1965), S 40.12.16 いわゆる「技能連携制度」改正され、公共職業訓練に対しても連携の道が開かれる。(たゞしこの傾から、高卒者を技能系職員として採用する企業が増えはじめ、連携制度の魅力うずれる。中卒養成訓練の危機はじまる)。

1967), S 42.この年から中卒の高卒代替養成訓練を開始する企業あらわれる。

(1970), S 45.4.1 二類課程発足。(中卒の高卒代替訓練の制度化。代替思想のため問題は残される。)

(1974), S 49.2.8 労働省、雇用保険法案(職業訓練短期大学校制度、技能開発センター制度、有給教育訓練制度の発足を含む)を国会に提出。衆院可決。参院審議未了、廃案となる。(S 49.6.3)。三木内閣により再度提案され、成立(S 49.12.25)。

◎明治以降、学理と実技の結合を課題としながら、capacity限界故に挫折と甦りをくりかえしてきた技能労働者教育は今後どうなる? 進学率(高)90.8% (大)34.7%

II) これからの職業訓練大学校を考える上で参考になる特色ある大学の歩み

1) 東京工業大学（現在、理学部一科学、工学部一技術、大学院修~~(修)~~博）

(1881) M 1 4.5.2 6 職工学校として発足→(1886) M 1 9.4.2 9 帝国大学（東大）の附属となり、翌年独立→(1890) M 2 3.3.2 5 東京工業学校（中等実業教育機関）→(1901) M 3 5.5.1 1 東京高等工業学校（高等実業教育機関）→(1929) S 4.4.1 東京工業大学。

・特 色：いわゆる職工養成所から高級技師の養成機関へ

士農工商意識との斗い。しかし、士族授産的性格強かつた。

・問題点：「学理」×「実技」→科学、技術の重視、技能の欠落。技能労働者の地位向上には貢献できず、完成された技術の輸入には貢献。しかし、土着の技術の発達には貢献できず。

2) 一ツ橋大学（現在、商学部、経済学部、法学部、社会学部、大学院修~~(修)~~博）

(1876) M 8.8.商法講習所（森有礼設立：私立）として発足→(1877) M 9.5.東京府立となる→(1884) M 1 7.3.2 5 農商務省へ移管、東京商業学校（中等実業教育機関）→(1885) M 1 8.5.1 4 農商務省から文部省へ→(1887) M 2 0.1 0.5 高等商業学校（高等実業教育機関）→(1920) T 9.4.1 東京商科大学→(1944) S 1 9.9.2 7 東京産業大学→(1949) S 2 4.S 3 1.一ツ橋大学。

・特 色：近代的商人の養成から企業経営者の養成機関へ

士農工商的商業蔑視の風潮との斗い。OBによって作られた大学。

・問題点：成り金的性格顕著、現実問題からの遊離。

3) 東京水産大学（現在、水産学部、大学院水産学修）

(1889) M 2 1.1 2.2 7 大日本水産会、大日本水産伝習所設置として発足→(1897) M 3 0.3.2 2 農商務省に移管、水産講習所となる→(1899) M 3 2.1.1、文部省、官公立中学校と同等以上と認定→(1902) M 3 5.4.1 文部省より水産教員養成の委託を受ける→(1911) M 4 4.3.1、入所資格中学校又は水産学校卒業者となる→(1919) T 8.7 文部省、公私立実業教員養成機関として指定→(1921) T 1 0.9 文部省、専門学校に準指定（教員養成を引き受ける教育機関の強み）→(1933) S 8.4.1 専攻科を設置→(1949) S 2 4.5.3 0 東京水産大学→(1950) S 2 5.4.1 農林省から文部省へ移管。

・特 色：教員養成の重荷を引き受けたため、文部省の所管外にありながら、早くから文部省により高等教育機関として認められていた。(1)(2)(4)(5)の場合も教員養成の重荷は引き受けている。

◦問題点：文部省移管の是非、水産大学校の場合と比較せよ。

4) 東京商船大学（現在商船学部、大学院商船学修）

(1876) M 8.12 三菱商船学校（私立）として発足→(1882) M 15.4.1 農商務省に移管、東京商船学校となる→(1889) M 18.12.23 農商務省より逓信省へ→(1925) T 4.4.1 文部省へ移管、高等商船学校となる→(1942) S 17.1.1 逓信省へ→(1949) S 24.5.3 1 文部省へ移管、商船大学。

◦特 色：企業内教育から国立大学へ、
 { 九州工業大学〔工学部+大学院修〕
 | 私立明治専門学校（安川財閥）がその前身 }

◦問題点：実技訓練のあり方、運輸省管轄の船舶職員免許制度及び同省所管の海技大学校との関係。海技大学の項参照。

5) 電気通信大学（現在、電気通信学部、大学院電気通信学修）

(1873) M 6.1 修技教場から修技校へ→(1882) M 15.1 電信修技学校→(1887) M 2.0 東京電信学校→(1943) S 18.1 無線電信講習所（中央・地方）→(1949) S 24.5.3 1 逓信省から文部省へ中央無線電信講習所→電気通信大学。

◦問題点：地方無線電信講習所から国立電波高等学校、更に国立電波工業高等専門学校となつた教育機関との関係。

6) 聖路加看護大学（現在衛生看護学部）私立

(1920) T 9.1 聖路加高等看護学校→(1927) S 2.1 聖路加女子専門学校→(1954) S 2.9 → 聖路加短期大学→(1964) S 3.9 聖路加大学

◦特 色：semi pro の pro 化を促進（東大医学部保健学科）

◦問題点：厚生省管轄の保健婦、助産婦、看護婦等の免許制度、厚生省所管の准看養成所（中卒2年）、高等看護学院（高卒3年、准看+経験3年+2年）や文部省所管の高等学校（衛生看護学科）、看護短期大学との関係、病院医学部との関係、（医学と看護学との関係を含む）

○ 私立大学の場合、国立よりも特色ある大学は多い。しかし1校のみにとどめる。

7) 気象大学校（気象庁）<大学院入学資格あり>

中央気象台附属気象技官養成所→気象短期大学校→気象大学校

8) 水産大学校（農林省）<大学院入学資格あり>

朝鮮総督府釜山水産専門学校→第二水産講習所（下関に引揚）→水産大学校
第二水産講習所が水産大学校として農林省の所管にとどまつたのに対し第一水産講習所の方は文部省に移管され、水産大学となつた。

9) 防衛大学校（防衛庁）防衛庁所管の各種学校との関係<大学院入学資格あり>

10) 海上保安大学校（海上保安庁）海上保安学校との関係<大学院入学資格あり>

11) 海技大学校（運輸省）<大学院入学資格なし>

航海訓練所→海事専門学院→海技大学校

船舶職員の組織的、体系的、段階的教育訓練体制の新旧比較

<旧制度>

(運輸省)

海事専門学院（実技中心）

高等商船学校（学科中心）

商船学校（学科中心）

海員養成所（職業補導所の一種） → 海員学校（1～2年制）（運輸省）

<新制度>

→ 海技大学校（運輸省）

→ 商船大学（文部省）

→ 商船高校→商船高専（文部省）

◎ 7) 8) 9) 10) 11) にはまだ学士号の授与権は与えられず、大学院もおかれていはない。しかし、博士の学位を有するOBがすでに、教壇に立って教えている。11) の教授は一等航海士。

III) 職業訓練大学校の歴史的課題

- 1) • 日本の工業技術教育のこれまでのあり方（これまで、科学→技術→技能で、後進国的性格が極めて強かつた）に対して、どこまで批判者としての役割を果しうるか？
• 「具体から抽象へ、抽象から実践へ」「学理」と「実技」の内的統合という技術教育の夢をどこまで現実のものとすることができるか？
• 日本の教育の空洞化現象を阻止するものとしてどこまで貢献できるか？
- 2) • 実技訓練を重んずるが故に、袋小路的性格をもち、そのために絶えず、挫折をくりかえしてきた日本の技能労働者教育に、どこまで開かれた道を作り、その甦りを助けることができるか？
• どこまで技能労働者の夢となりうるか？どこまで彼等の側に立ちうるか？切り捨てご免の近代学校体制観にどこまで抵抗できるか？職業訓練の高等教育化現象にどう応えるか？
- 3) • より具体的にみて、再訓練部、専攻科訓練課程をどのような性格のものにするか？
• 「技能の博士」の夢をどういう形で、どこまで実現するのか？

IV) これからの職業訓練大学校と教育訓練制度の発達を促す三つの原理

- 1) differentiationの原理：教育訓練の組織化制度化は、時間的経済的ゆとりがあり、教育内容の組織化（単純化、一般化、理想化）しやすいところからはじめられる。
<歴史的現実、所与>

大学の発生：神学、法学、医学、哲学からはじまる。

伝統的学問を教授する大学と新興の学問を創造し教授する新興の高等教育機関とのせめぎあい。ex, University と Plitechnich Institution との抗争。学位授与をめぐってのたたかい。

differentiation の原理が存在するかぎり、差別は所与。しかし、真の創造には必要。新しい価値は、必ず厳しい吟味の洗礼を受ける。

2) equality の原理：新興学問の発達と大学社会での市民権の要求、〈永遠の夢〉

理学、工学、心理学、社会学、教育学、看護学、図書館学、家政学、造園学、水産学、商船学、電気通信学、……余暇学、ピエロ学、……「技能の博士」は何学を修めたものに与えられるのか？われわれは今何学を構築しようとしているのか？職業訓練学？

職業の民主化は、新興学問の創造により推進される。

3) capacity の原理：1) と 2) を止揚統合し、新しい価値の創造を可能にする力。等価の思想にうらづけられた創造的力。創造的選択。あえて困難な道を選ぶ勇気。

V これからの職業訓練大学校をつくるものは誰れか

職業訓練大学校の将来をきりひらく capacity の増大を促すもの

1) 政治、経済的、行政的条件の整備：ひとと金の保証→大学設置者の役割

↑↓ capacity の増大

2) 新しい学問の創造→教師と学生とOBの役割

3) 教育訓練及び研究活動におけるパラドクスの原理

a) 若ささえあれば、b) 貧しさと、c) 無名であることは、新しい価値の創造にとって、かけがいのない武器になる。

つまりところ、大学の明日を造るもの、大学の運命を切りひらくもの、それは教師（わたし）と学生（あなた）とOB以外には考えられない。

理想と現実のギャップをさめた眼でみつめ、しかしそのギャップにうちひしがれることなく、capacity 増大のテコとしよう。そしてそれを日常の学習活動で、いかんなく發揮しよう。レポート、卒論等を通じて、その増大された capacity の具体的証しとしよう。

卒論に通ずるレポートをものにしよう。まず、修論レヴエルの卒論で、われわれの運命をきりひらこう。

4) 「修論レヴエルの卒論」こそが、職業訓練大学校の未来をひらく

そして労働者の明日をより明るいものにする（ちょっときばりすぎたかな？）幸い、いまのところ、研究テーマはわれわれの身のまわりに山ほどある。先輩達が、ささやかながら、その実例を示してくれている。

若者らしく、激しく、しかし大らかに、気ばらすに楽しみながら、一つ一つ吟味してゆこう。